■ 新型コロナウイルス対応マニュアル 感染レベル2

レベル3…生活圏内の状況が「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域

レベル2…「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより、当面の間注意を要する地域

レベル 1 …生活圏の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル 2 にあたらないもの

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準より(2020.12.3)

※ をレベル2対応として追加

1 基本的な取組

- (1) 感染源を絶つ (ウイルスを園に持ち込まない)
 - ① 発熱等の症状がある時には登園しない。
 - ② 登園時、健康観察表により園児の検温結果及び健康状態を把握する。
 - ③ 職員は、出勤時に健康状態を記録に残す。
 - ④ 登園後に発熱等の症状が見られた場合は、保護者に迎えを依頼する。
 - ⑤ 園児が発熱した場合は、解熱後24時間以上経過し、症状が改善傾向になるまでは登園 しない。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合は、この限り ではない。
 - ⑥ 同居の家族、また日頃子守りや送迎等お世話をしている親族に風邪等の症状がある時 には登園しない。
 - ⑦ 外部講師等と園児との近距離での交流を停止する。
 - ⑧ 訪問者には検温を実施する。また、訪問者、訪問日時、検温結果を記録する。
 - ⑨ 給食の食材等納入業者は、自ら検温をし、体調を確認してから納入をする。
 - ⑩ 園児の受け取りと引き渡しは、玄関または出入口の外で行う。
 - ① 参観日等の園行事は、保護者同士の距離を1メートル以上確保して行う。確保が難しい場合は中止して、動画配信または会議アプリを利用する。

(2) 感染経路を絶つ (園で集団感染させない)

- (1) 手洗い
 - ア 流水とハンドソープで30秒程度かけて丁寧に洗う。
 - イ 手洗いは、外から園舎に入った時、給食の前後、掃除の後、トイレの後、集団遊びの 前後、絵本の部屋に入る前に行う。
- ② 手指消毒

登園直後や給食の配膳後はアルコール消毒をする。

- ③ マスクの着用(3歳以上児)
 - ア 清潔なマスクを、鼻から顎まで覆い、隙間がないように着用する。
 - イ 替えのマスクを用意し、給食前後で交換する。
- 4 清掃・消毒
 - ア 園児の登園前または降園後に、ドアノブや取っ手など多くの者がよく触れる部分に、 次亜塩素酸ナトリウム水溶液や消毒用エタノールで消毒する。
 - イ 玩具は、計画的・定期的に消毒する。

- ⑤ 給食・おやつ
 - ア 給食は、横並びで座席を指定する。
 - イおやつも横並びとし、指導者が座席を指示する。
 - ウ 職員は、給食やおやつのときの園児の座席位置を記録する。
 - エーテーブルは、職員が食事の前後に消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。
 - オ 食事介助中は、園児の唾液が手に付きやすくなるので、職員自身の手や目、鼻、口に 触れないよう注意する。
- ⑥ 感染リスクの高い活動を控える。
 - ア 園児同士が近距離で一斉に大きな声を出す活動
 - イ 狭い所で人に向かっての合唱
 - ウ 鍵盤ハーモニカの演奏 など。
- ⑦ 通園バスにおける感染防止
 - ア 危険のない箇所の窓を開け、常に外気を取り入れる。
 - イ 1シートにつき1名のみの使用とし、座席位置を記録する。
- (3) 抵抗力を高める (健康的な生活)
 - ① 十分な睡眠
- ② 適度な運動③ バランスの取れた食事
- 2 集団感染のリスクへの対応
 - (1) 密閉の回避(換気の徹底)
 - ① 窓を開けたり、換気扇や扇風機を回したり、部屋の入り口を開放したりする。
 - ② エアコンをかけている際も、対角線上に窓を20cm程度ずつ開ける。
 - (2) 密集の回避(身体的距離の確保)
 - 園児が分散して遊べるようにできるだけコーナーに分ける。
 - ② 手洗い場やトイレで込み合うことを避けるため、クラスごとに利用させる。
 - ③ 異年齢児合同の遊び(活動)をできるだけ避ける。
 - ④ 誕生会などのイベントは、換気を十分に行い、15分程度で終了させる。
 - (3) 密接の場面への対応
 - 遊びを極力分散したり、遊具の配置を工夫したり、教師の援助を行ったりする。
 - ② マスクを着用させるとともに、集団遊びの前後に手洗いをする。
- 3 各家庭へのお願い
 - (1) 家に帰ったらまず手や顔を洗わせる。
 - (2) 早寝早起き、栄養バランスのとれた食事等、健康的で抵抗力を維持した生活習慣に努める。
 - (3) 緊急事態宣言及びまん延防止等対策措置対象区域への不要不急の訪問を避ける。園児及び 同居のご家族の中で、対象区域との往来があった際は、2週間ほど自宅待機し、健康観察を 行う。
 - (4) 体調不良により早退させる場合は、園児の使用した布団カバー等を袋に密閉して保護者 に返却し、洗濯を依頼する。
 - (5) 人が大勢集まる所へは極力連れ出さない。